

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

# 労人猛に向ひ公労法當局

「国鉄ゼネスト」の声におひえ、  
「労働暴行」と大あわて

# 動労千葉

86.3.19

No. 2195

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電二丸五)六(公衆)〇四ヒ二22)七一〇七

## スト弾圧費用を支払えなるワガマ

（公安・自腕の超勤手当、弁当アドン代…）きつた損害賠償提訴

国鉄当局は、三月十八日、昨年十一・二八・二九の動労千葉の第一波ストライキに対し三五八〇万円を支払えという損害賠償請求訴訟を東京地裁に提訴した。これは、自からの違法を居直るばかりか、労働者の権利としてのストライキの圧殺、さらには動労千葉破壊を狙った悪らつ極まりないものである。動労千葉は直ちに記者会見し、この不法・不当を断固受けて立ち粉砕することを怒りをこめ明らかにした。スト圧殺攻撃に屈せず十万人首切り阻止へ、さらに闘いを強化しよう。

### 自らの違法を居直る当局を許すな

当局の訴状によると「本件ストライキは、国鉄が国の機関としての責任を全うすべく、改革の円滑な実施のため総力をあげている時に、国鉄の現状を全く認識せず：『国鉄分割・民営化阻止』と称して行われたものであり…」「極めて違法性の強いもの」とし、スト対策人件費二八一四万円、物件費七二〇万円、特急料金払戻金約四六万円の計三五八〇万円の損害を賠償せよと言うものである。

ぬすつとだけだけしいとはこのことである。なに故に、われわれが当局のスト弾圧用の経費を支払ってやらなければならないのか！

### 当局の公労法無視こそ問題

何が「違法性が強い…」だ！

雇用安定協約を一方的に破棄し、「分割・民営化への円滑な移行」と称し、十万人首切りの作業を現実にどしどし強行しながら、団体交渉を拒否するという当局に対し、労働組合が労働者の切実な声をストライキをもつて要求する以外、いかなる方法があるというのか。

首切りに反対し、雇用と生活を守るために闘うのは労働者にとって最も基本的で当然の権利である。当局は「公労法でストは禁止」というが、公労法の前提は、「労使の誠実な話し合い」と、「雇用、賃金の保障」である。これを当局自からが破り、破壊しておいてストを違法呼ばわりすることなど断じて許されない。

責任は一切当局にある

当局の違法はそれだけではない。

国鉄「分割・民営化」が国会において決定どころか、法案も出されておらず、論議にすらなって



今次提訴は、動労千葉の二波にわたるストライキの全国への波及を恐れ、ストを絶滅するためのきわめて政治的、見せしめ的攻撃である。

スト絶滅攻撃に  
屈服することはできない

具体的な作業を進めることそれ自身が、日本国有鉄道法の違反である。こんなことが許されるなら、政府が憲法改悪を考え、法案を準備している段階で、改憲後を想定して徴兵制をしき、募集を開始したり、改憲に反対しそうな人物を全て罰したり国外に追放することができてしまう。

まさに、こうした違法、不當にもとづく大量首切り、生活の破壊に対し、われわれはやむにやまねずストライキを行つたのであり、その結果生じた責任は一切国鉄当局が負うべきものである。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ！